

別添 1
基発1109第1号
令和5年11月9日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の適用について

労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和5年厚生労働省告示第304号）については、令和5年11月9日に告示され、令和7年4月1日から適用することとされたところである。その制定の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のなきを期したい。

記

第1 制定の趣旨及び概要等

1 制定の趣旨

本告示は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第265号。以下「改正政令」という。）による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準（以下「裾切値」という。）を定めたものである。

2 告示の概要

本告示は、譲渡又は提供に当たって容器等への名称等の表示（以下「ラベル表示」という。）及び文書の交付等（以下「SDS交付等」という。）をしなければならない化学物質（以下「ラベル・SDS対象物質」という。）を含有する製剤その他の物に係る裾切値を物の種類に応じて定めたものであること。

3 適用期日

令和7年4月1日

4 経過措置

- (1) 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第121号。以下「改正省令」という。）による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）別表第2にラベル・SDS対象物質として個別列挙された物質のうち、改正省令の規定が令和8年4月1日から適用されるものについては、同日から本告示の規定を適用すること。
- (2) 現行のラベル・SDS対象物質のうち、本告示によってラベル表示に係る裾切値又はSDS交付等に係る裾切値が改正省令による改正前の安衛則別表第2の値より低い値に変更されるものについては、令和8年3月31日までの間は、裾切値を改正省令による改正前の安衛則別表第2の値に据え置くこと。
- (3) ラベル表示に係る(2)の裾切値の経過措置を適用する物質であって令和8年4月1日において現に存するものについては、令和9年3月31日までの間、ラベル表示に係る裾切値を改正省令による改正前の安衛則別表第2の値に据え置ぐこと。

第2 細部事項

1 令別表第9に掲げる物に係る裾切値（第1条及び別表第1関係）

- (1) 本告示別表第1は、ラベル・SDS対象物質のうち改正政令による改正後の令別表第9に掲げる物に係る裾切値を物の種類に応じて定めたこと。なお、本告示別表第1に規定する裾切値は、改正省令による改正前の安衛則別表第2の値と同じであること。
- (2) 第1条ただし書の規定は、改正省令による改正後の安衛則第30条において、「運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）」をラベル表示の対象から除外している規定と同様に、当該状態に該当する製剤その他の物の裾切値を100パーセントと規定することにより、当該状態に該当する製剤その他の物をラベル表示の対象から除外すること。

2 安衛則別表第2に掲げる物（本告示の別表第2の左欄に掲げる物に限る。）に係る裾切値（第2条及び別表第2関係）

- (1) 本告示別表第2は、ラベル・SDS対象物質のうち改正省令による改正後の安衛則別表第2に掲げる物（本告示の別表第2の左欄に掲げる物に限る。）に係る裾切値を物の種類に応じて定めたこと。
- (2) 本告示別表第2の左欄に掲げる物質は、国が行う化学品の分類（日本産業規格Z7252（以下「JIS Z7252」という。）に定める方法による化學物質の危険性及び有害性の分類をいう。以下同じ。）における異性体混

合物の分類結果を踏まえ裾切値を設定したもの、改正省令による改正後の安衛則別表第2において複数の物質をまとめた名称として規定しているもののうち当該名称に含まれる各物質について国が行う化学品の分類における分類結果を踏まえ裾切値を分けて設定したもの、爆発性を踏まえて裾切値を設定しないもの、その他物の種類に応じて個別に裾切値を設定したものであること。

3 安衛則別表第2に掲げる物（本告示の別表第2の左欄に掲げる物を除く。）に係る裾切値（第3条、第4条及び別表第3関係）

(1) 本告示別表第3は、ラベル・SDS対象物質のうち改正省令による改正後の安衛則別表第2に掲げる物（本告示の別表第2の左欄に掲げる物を除く。）に係る裾切値を、国が行う化学品の分類の結果に基づく有害性区分に応じて、次のア及びイに掲げる考え方により規定したこと。なお、混合物であって、JIS Z 7252において濃度限界（未試験の混合物を、成分の危険有害性に基づいて分類する場合に使用する成分の含有濃度の限界値をいう。以下同じ。）が1パーセントを超える値で設定されている物質については、仮に混合物としての有害性分類がなされていない場合であっても、当該物質の物理的及び化学的性質又は取扱い方法によっては高い濃度で当該物質にばく露することによる健康障害のおそれがあることから、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意に関する情報を伝達する必要があるため、裾切値を1パーセントとしたものであること。

ア 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）において濃度限界とされている値とし、それが1パーセントを超える場合は1パーセントとする。

イ 複数の有害性区分を有する物質については、アにより得られる数値のうち最も低い数値を採用する。

(2) 第4条中「有害性区分が区分されていない物」とは、ラベル・SDS対象物質のうち、国が行う化学品の分類において、健康に対する有害性が区分されておらず、物理化学的危険性のみが区分されている物をいうこと。

第3 その他

CAS登録番号を併記したラベル・SDS対象物質及びその裾切値の一覧は、厚生労働省ホームページで公表する予定であること。

第4 関係通達の改正

令和5年7月4日付け基発0704第1号「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」の記について、次表のとおり改正する。

	改正後	改正前
1～3 (略)	<p>4 皮膚等障害化学物質を含有する製剤の権切値について</p> <p>(1) 次のア及びイに掲げる皮膚等障害化学物質の区分に応じ、その含有量がそれぞれ次のア及びイに掲げる含有量の値（ア及びイの両方に該当する物質については、ア又はイに係る値のうち最も低いもの、イに該当する物質であって、二以上の有害性区分に該当するものにあっては、その該当する有害性区分に係る値のうち最も低いものの）未満であるものについては、皮膚等障害化学物質等には該当しないものとして取り扱うこと。なお、パーセントは重量パーセントであること。</p> <p>ア 皮膚刺激性有害物質 1パーセント イ 皮膚吸収性有害物質 1パーセント（国が公表するGHS分類の結果、生殖細胞変異原性区分1又は発がん性区分1に区分されているものは0.1パーセント、生殖毒性区分1に区分されているものは0.3パーセント）</p> <p>(2) (1)に定める値は、労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和5年厚生労働省告示第304号）の別表第3における容器等への名稱等の表示に係る権切値の考え方を用い、皮膚刺激性有害物質については、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p>

刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」（呼吸器感作性については氣体を除く。）の権切値、皮膚吸収性有害物質については、その他の関係する有害性区分の権切値を踏まえて設定したものであること。

5 (略)

4 (略)

別表第1（第1条関係）

物の種類	令第18条第3号の含有量(重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量(重量パーセント)
アリル水銀化合物	1パーセント	0.1パーセント
アルキルアルミニウム化合物	1パーセント	1パーセント
アルキル水銀化合物	0.3パーセント	0.1パーセント
アルミニウム	1パーセント	1パーセント
アルミニウム水溶性塩	1パーセント	0.1パーセント
アンチモン及びその化合物(三酸化ニアンチモンに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
アンチモン及びその化合物(三酸化ニアンチモンを除く。)	1パーセント	0.1パーセント
イットリウム及びその化合物	1パーセント	1パーセント
インジウム	1パーセント	1パーセント
インジウム化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
ウラン及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
カドミウム及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
銀及びその水溶性化合物	1パーセント	0.1パーセント
クロム及びその化合物(クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩に限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
クロム及びその化合物(クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩を除く。)	1パーセント	0.1パーセント
コバルト及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
ジルコニウム化合物	1パーセント	1パーセント
水銀及びその無機化合物	0.3パーセント	0.1パーセント
すず及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
セレン及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
タリウム及びその水溶性化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
タングステン及びその水溶性化合物	1パーセント	1パーセント
タンタル及びその酸化物	1パーセント	1パーセント
鉄水溶性塩	1パーセント	1パーセント
テルル及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
銅及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
鉛及びその無機化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
ニッケル	1パーセント	0.1パーセント
ニッケル化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
白金及びその水溶性塩	1パーセント	0.1パーセント
ハフニウム及びその化合物	1パーセント	1パーセント

バリウム及びその水溶性化合物	1パーセント	1パーセント
砒素及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
鉛素及びその水溶性無機化合物	1パーセント	0.1パーセント
マンガン	0.3パーセント	0.1パーセント
無機マンガン化合物	1パーセント	0.1パーセント
モリブデン及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
ホウ化物	1パーセント	1パーセント
沃素	1パーセント	0.1パーセント
ロジウム及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント

別表第2（第2条関係）

物の種類	令第18条第3号の含有量(重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量(重量パーセント)
石綿(令第16条第1項第4号からハまでに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
キシリジン	1パーセント	0.1パーセント
キシレン	0.3パーセント	0.1パーセント
クロロフェノール	1パーセント	0.1パーセント
鉱油	1パーセント	0.1パーセント
四アルキル鉛	—(加鉛ガソリンにあっては、100パーセント。)	0.1パーセント
ジクロロエタン(1, 1-ジクロロエタンに限る。)	1パーセント	1パーセント
ジクロロエタン(1, 2-ジクロロエタンに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
ジクロロエチレン(1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	1パーセント	0.1パーセント
ジクロロエチレン(1, 2-ジクロロエチレンに限る。)	1パーセント	1パーセント
ジクロロベンゼン(パラ-ジクロロベンゼンに限る。)	1パーセント	0.1パーセント
ジクロロベンゼン(パラ-ジクロロベンゼンを除く。)	1パーセント	1パーセント
ジシクロヘキシリアミン	1パーセント	0.1パーセント
ジシクロヘキシリアミン亜硝酸塩	1パーセント	1パーセント
ジニトロフェノール(2, 4-ジニトロフェノールに限る。)	1パーセント	0.1パーセント
ジニトロフェノール(2, 4-ジニトロフェノールを除く。)	1パーセント	1パーセント
ジメチルヒドラジン(1, 1-ジメチルヒドラジン)	1パーセント	0.1パーセント

メチルヒドラジンに限る。)		
ジメチルヒドラジン (1, 2-ジメチルヒドラジンに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム塩 (1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名バラコート) 及び1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩に限る。)	1パーセント	1パーセント
1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム塩 (1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名バラコート) 及び1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩を除く。)	1パーセント	0.1パーセント
硝酸アンモニウム	—	—
人造鉱物繊維 (リフラクトリーセラミックファイバーに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
人造鉱物繊維 (リフラクトリーセラミックファイバーを除く。)	1パーセント	1パーセント
ダイオキシン類 (2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾー-1, 4-ジオキシンに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
ダイオキシン類 (令別表第3第1号3に掲げるもの及び2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾー-1, 4-ジオキシンを除く。)	0.3パーセント	0.1パーセント
トリクロロエタン (1, 1, 1-トリクロロエタンに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
トリクロロエタン (1, 1, 2-トリクロロエタンに限る。)	1パーセント	0.1パーセント
2, 4, 5-トリメチルアニリン	1パーセント	0.1パーセント
2, 4, 5-トリメチルアニリン 塩酸塩	1パーセント	1パーセント
トルイジン	0.1パーセント	0.1パーセント
ニトログリセリン	— (98パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物にあっては、1パーセント。)	— (98パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物にあっては、0.1パーセント。)
ニトロセルローズ	—	—
ニトロトルエン (2-ニトロトル	0.1パーセント	0.1パーセント

エンに限る。)		
ニトロトルエン（3-ニトロトルエンに限る。）	1パーセント	0.1パーセント
ニトロトルエン（4-ニトロトルエンに限る。）	1パーセント	1パーセント
ニトロプロパン（1-ニトロプロパンに限る。）	1パーセント	1パーセント
ニトロプロパン（2-ニトロプロパンに限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
ピクリン酸	—	—
ブタノール（イソブチルアルコール及び1-ブタノールに限る。）	1パーセント	1パーセント
ブタノール（ターシャリーブタノール及び2-ブタノールに限る。）	1パーセント	0.1パーセント
ペンタクロロフェノール（別名P.C.P）	0.1パーセント	0.1パーセント
ペンタクロロフェノールナトリウム塩	1パーセント	0.1パーセント
ポリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）	1パーセント	1パーセント
メチルピリジン（3-メチルピリジンに限る。）	1パーセント	0.1パーセント
メチルピリジン（3-メチルピリジンを除く。）	1パーセント	1パーセント
硫酸亜鉛	1パーセント	0.1パーセント
硫酸亜鉛の一水和物及び七水和物	1パーセント	1パーセント
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト-トリル）に限る。）	1パーセント	1パーセント
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト-トリル）を除く。）	0.3パーセント	0.1パーセント

別表第3（第3条関係）

有害性区分		令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量 (重量パーセント)
有害性クラス	区分		
急性毒性	1～4	1パーセント	1パーセント
皮膚腐食性／皮膚刺激性	1～2	1パーセント	1パーセント
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	1～2	1パーセント	1パーセント
呼吸器感作性（固体／液体）	1	1パーセント	0.1パーセント
呼吸器感作性（気体）	1	0.2パーセント	0.1パーセント
皮膚感作性	1	1パーセント	0.1パーセント

生殖細胞変異原性	1	0.1パーセント	0.1パーセント
	2	1パーセント	1パーセント
発がん性	1	0.1パーセント	0.1パーセント
	2	1パーセント	0.1パーセント
生殖毒性	1	0.3パーセント	0.1パーセント
	2	1パーセント	0.1パーセント
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	1～3	1パーセント	1パーセント
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	1～2	1パーセント	1パーセント
誤えん有害性	1	1パーセント	1パーセント

